

## 債権者登録申請書 記入要領

- 1 この債権者登録申請書に記入された情報は、川西市の財務会計システムに登録して利用されます。皆様に、より迅速かつ正確に支払えるよう、川西市に対する債権者（予定者）として必要事項をあらかじめ登録していただくものです。
- 2 債権者登録の申請は、LOGO フォームへ入力して行ってください。LOGO フォームのURLは、川西市ホームページの会計課所管ページに記載しております。トップページのサイト内検索で債権者登録と入力し、検索してください。

この債権者登録申請書は、LOGO フォームでの申請手続きができない場合にご利用ください。申請書に必要な事項を入力の上、電子メールで川西市会計課に提出してください。電子メールで提出する場合は、件名に債権者登録（新規・変更・取消のいずれか）を入力してください。

電子メール送信先：kawa0062@city.kawanishi.lg.jp

なお、電子メールでの提出ができない場合は、この申請書に必要な事項を記入の上郵送又は持参により提出していただくことができます。

送付先：〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市会計課 債権者登録担当 宛  
提出先：川西市役所1階15番窓口 川西市会計課
- 3 ご本人からの取消申請がある場合のほか、利用実態が5年以上ない場合には、債権者登録は、年度末に削除される場合があります。削除された場合は、再度、登録手続きをお願いします。なお、取消申請は、登録者本人（法人の場合は代表者）から原則、LOGO フォームで行ってください。
- 4 新規登録時には、川西市で債権者番号を付与し、登録番号通知は、原則、登録申請書に記載されたメールアドレスに送信します。
- 5 登録内容に変更が生じた場合は、必ず変更の登録申請書を提出してください。ただし、経理責任者氏名、担当者氏名、連絡先電話番号、電子メールについてのみの変更申請不要ですが、その他の項目に変更が生じた際には最新の情報に更新申請してください。

金融機関の合併、支店の統廃合等により、口座に関して変更が生じたときも、口座振替(振込)不能となるため、変更申請が必要になりますので、ご注意ください。
- 6 この債権者登録申請書の提出とともに、登録する債権者が指定する振込先の口座情報の確認できる書類（通帳の写しなど）を添付してください。
- 7 債権者登録された場合は必ず請求書に債権者番号を記載してください。